平成２７年（フ）第５７８号
埼玉県吉川市吉川２丁目３番地23　ハイムドゥライ103号、旧住所埼玉県越谷市東大沢１丁目24番地９　ガーデンヒルズ北越谷102
債務者　藤原ヨシ子
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０２４号
千葉市美浜区稲毛海岸３丁目３番17棟301号
債務者　柴田　健一
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８１号
佐賀県唐津市西唐津３丁目6444番地２　馬場アパート１号
債務者　中尾　大助
１　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３４０号
沖縄県豊見城市字真玉橋299番地１　真玉橋市街地住宅２―907号
債務者　前城　　緑
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７６９号
神戸市東灘区渦森台３丁目11番10号
債務者　井筒　智彦
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５６号
神戸市須磨区松風町４丁目３番２―301号
債務者　和田　裕明
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５４号
神戸市北区山田町下谷上字宮ノ前６番地の４　201号、従前の住所神戸市灘区篠原伯母野山町２丁目２番１―104号
債務者　野村あゆみ
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６８号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1502番地２
債務者　住近　治子（旧姓高尾）
１　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４０号
川崎市川崎区浜町４丁目15番２号　神奈車ハイツ　201、前住所川崎市川崎区京町２丁目24番７―302号
債務者　里吉　治子
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５６３号
川崎市多摩区菅野戸呂９番28号　第２山本荘１Ｆ
債務者　田井中竜治
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
川崎市幸区小倉３丁目25番29号　サンコー・エア・セルテック矢向寮　310、前住所神奈川県藤沢市村岡東１丁目17番地11　湘南東住宅Ｂ201
債務者　宮　　正生
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８６号
川崎市幸区南加瀬１丁目１番６―407号　パークイン夢見ヶ崎
債務者　長野　英子
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８８号
川崎市宮前区南平台16番10―404号
債務者　飯野　　仁
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９１号
川崎市多摩区宿河原６丁目41番９号　レオパレスコンフォート　202
債務者　中村　浩一
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９５号
川崎市幸区南加瀬３―17―36　菅野方、住民票上の住所相模原市緑区向原１丁目13番３号
債務者　加藤あみな
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９８号
川崎市高津区子母口759番地　楓ハイツ　103
債務者　矢花　敏子
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係